

「下限面積」を「20a」に変更しました！

平成21年12月15日に施行された農地法の一部改正により、下限面積を各農業委員会が定めることになり、七宗町農業委員会は「30a」と定め適用してきました。

この下限面積について、平成23年4月6日の開催・即日閉会の「平成23年度第1回・農業委員会総会」において、「20a」に変更し、同月12日に告示しました。

これにより平成23年4月12日以降に農地法第3条により新たに農地を取得しようとする場合には、新たに取得する農地と既存の農地を併せて下限面積である「20a」を越える農地が必要です。

農地の取得に関して不明な事柄については、各地区の農業委員さんまたは、農業委員会事務局迄お尋ねください。

～ 平成23年 4月12日 告示分 ～

宗農委第 1 号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により、農地又は採草放牧地の権利移転の制限に関し農業委員会が定める別段の面積を20aと定めたので、同号の規定により告示する

平成23年 4月12日

七宗町農業委員会

会長 井戸敬二

「農地」の取得に関して不明な事柄については、各地区の農業委員さんか農業委員会事務局までお尋ねください。

農業委員会事務局

〒509-0492	
岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3	
七宗町役場 農林建設課 農務係	
電話番号	0574-48-1111 内線263
FAX番号	0574-48-2239